

4.2 油濁被害の補償制度

タンカー等からの油流出等で油濁損害が発生した場合、CLC および 1971 年の油による汚染損害の補償のための国際基金設立に関する国際条約を改正する 1992 年の議定書 (FC) により被害者への賠償ならびに補償を行う制度が確立されている。

FC については IOPCF で対応が審議されており、2021 年 7 月、同年 11 月および 2022 年 3 月の会合では Agia Zoni II 号および Bow Jubail 号等の油濁事故に関するクレーム処理が審議された他、IOPCF の運営全般に関する事項について審議された。

クレーム処理の一例として、2021 年 2 月上旬頃より、イスラエルの海岸線にタールボールが打ち上げられ始めたため、2 月 19 日に同国当局から基金事務局に対し詳細不明の油濁事故発生を理由に支援が要請された。その後イスラエルによって独自に同事故の調査が行われた結果、同国沖合の排他的経済水域において油流出事故が発生したことおよび自動船舶識別装置 (AIS) の位置情報や衛星写真等を使いタンカーが流出元 (流出油はイラン産) であると結論付けられた。また、同国当局から流出元のタンカー (MT Emerald パナマ籍) が現在ギリシャ在住のシリア人がマーシャル籍の会社を通じ保有しており、CLC 上の「船舶」および「油」の定義に当てはまるがあくまで状況証拠に過ぎず、確たる証拠はない旨付記された上で、2021 年 3 月会合および同年 7 月の基金会合に事故詳細が報告された。これに対し基金事務局からも、独自に技術専門家をイスラエルに派遣した結果として、概要以下の報告が行われた。

- ・複数サンプルの成分が検査された結果、油は 1 か所から流出した原油。
- ・流出地域近海にパイプラインや原油掘削の設備等はなく、過去に同近海で油流出事故が発生したのは何年も昔。原油自体が風化しておらず油流出は 2021 年 2 月上旬頃と推定。
- ・流出油はタンカーが航行中に行ったタンク洗浄で使用した洗浄液 (原油) を不法に投棄したものと推定。
- ・MT Emerald 号から流出したとの直接的な関連付けはできず。

上記を踏まえ基金事務局より、2002 年 10 月の基金会合では油流出船の特定ができなくとも基金または裁判所が対象事故と認めれば条約適用が可能である旨確認されていることが紹介された。審議の結果、原因究明に努めることを条件に本件を基金の対象事故とすることおよび基金事務局長に補償を行う権限を付与することが承認された。

なお、同事務局は国際刑事警察機構 (ICPO) にも応援を要請しているが、流出元の証拠がないため調査が難航している旨の補足があった。

この他、2021 年 11 月の基金会合では新事務局長の選出選挙が行われ、2022 年 1 月以降 Gaute Sivertsen 氏 (ノルウェー) が基金事務局長を務めることとなった。